

第4章 良好な景観の形成に関する方針



前章までの内容を踏まえて、景観形成の方針を、全市的視点（４－１）と地域的視点（４－２）から示します。

全市的視点からの方針は、「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の３つの観点から示すこととし、このうち「都市」については、これからの都市づくりの基本方針を示す都市計画マスタープランに適合したものとなるよう、都市計画マスタープランの市街地等の区分別に整理します。また、「人（暮らし）」については、歴史の区分の方針を、２－２(１)で示したこれまでの都市づくりの経緯を踏まえて整理します。

一方、地域的視点からの方針は、特定の地区の特性を踏まえて、景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域^{※13}等において定めるものとします。

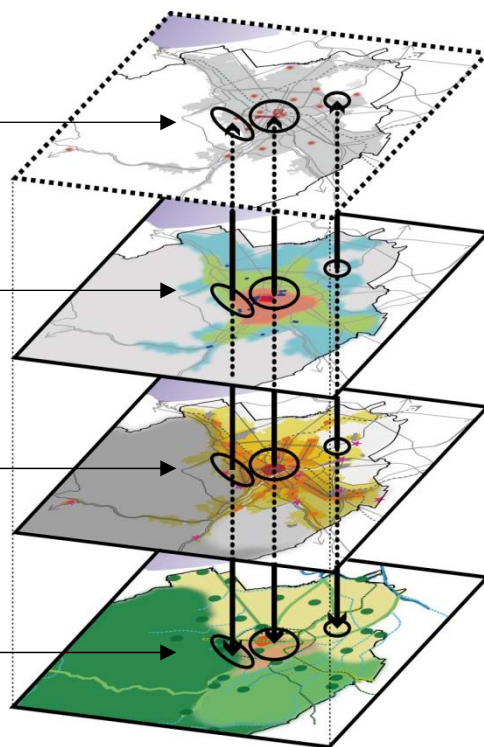
良好な景観の形成に向けては、地形上、歴史上など一体としてとらえられる「景域^{※14}」を認識したうえで取組を展開することが重要です。そのため、取組の内容や場所に応じたそれぞれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。

４－２ 地域的視点からの方針

４－１ 全市的視点からの方針 (３) 人（暮らし）

(２) 都市

(１) 自然



景観形成の方針の構成

※13 景観まちづくり推進区域 市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための景観まちづくり指針が適用される区域のこと（５－３参照）。

※14 景域 地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域（日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会報告書」（平成 27 年度）における定義）。

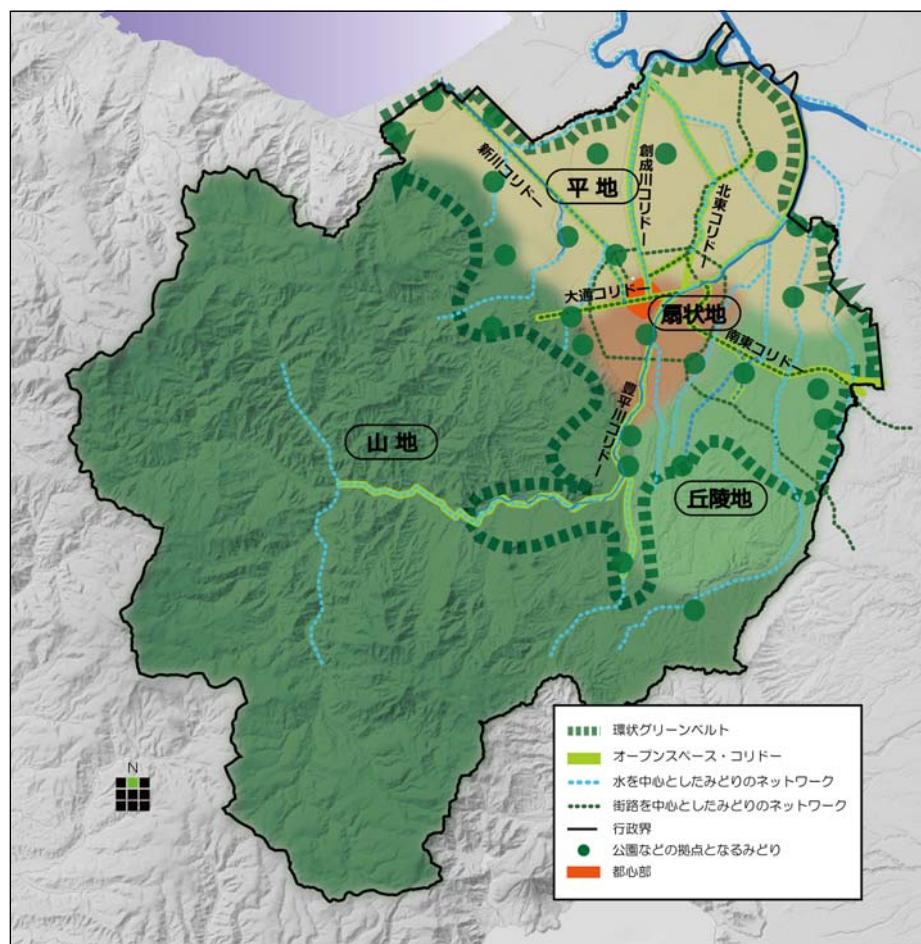
4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

(景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」)

(1) 自然 ～自然的特性を踏まえた景観形成の方針～

【景観形成の方針】

気候等	○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
地 形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。 ・山 地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、^{がいせん}崖線の緑等）、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平 地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
水とみどり	○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。 ○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 ○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。 ○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。



自然的特性を踏まえた景観形成の方針 付図

(2) 都市 ～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針～

都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めます。

【景観形成の方針】

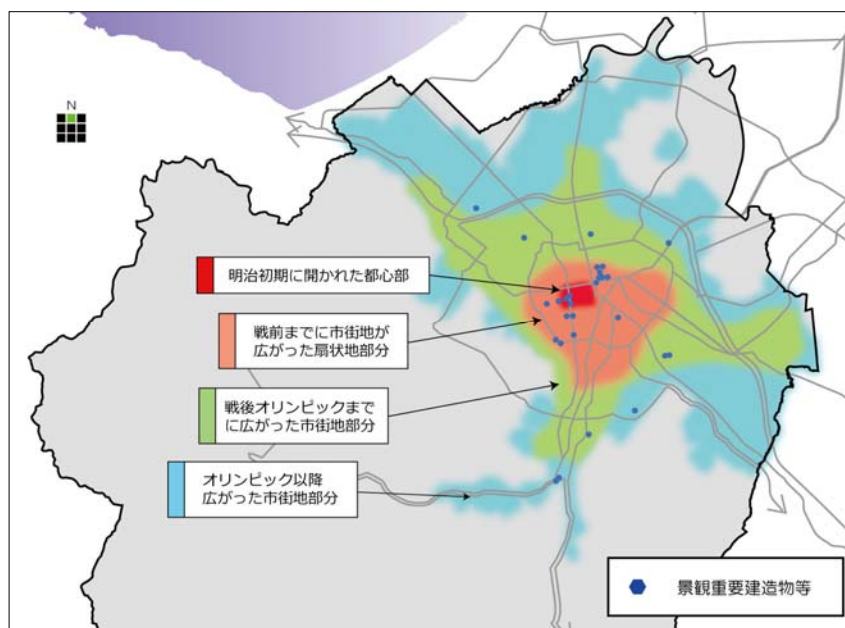
都 心	【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】 ○骨格軸や交流拠点など※15の個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
拠 点	【各拠点の特性を生かした景観形成】 <地域交流拠点> ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 <高次機能交流拠点> ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
複合型高度利用 市街地	【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】 ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
一般住宅地	【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】 ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
郊外住宅地	【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】 ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着もてる景観形成を図ります。
工業地・ 流通業務地	【周辺市街地と調和した景観形成】 ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。

※15 骨格軸や交流拠点など 第2次都心まちづくり計画において位置付けられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造。

(3) 人（暮らし）～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針～

【景観形成の方針】

歴 史	○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。 ○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。
文化・暮らし	○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。 ○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。 ○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。 ○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮します。



歴史・文化・人（暮らし）の特性を踏まえた方針 付図

4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 景観計画重点区域における景観形成の方針

(景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」)

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観計画重点区域」とします。

「景観計画重点区域」においては、4-1の全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めるものとします。

なお、各地区の区域及び方針については、別表2のとおり定めます。

(2) 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針

(札幌市景観条例第42条の5など)

景観まちづくり推進区域(5-3参照)など、個別に景観形成に関する方針等を定める地区において、当該方針は4-1の全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。